

基安安発 0225 第 1 号

基安労発 0225 第 1 号

基安化発 0225 第 1 号

令和 3 年 2 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

化学物質対策課長

(契 印 省 略)

技能講習修了証等における旧姓等の併記に係る周知について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 40 号。以下「改正省令」という。）については、令和 3 年 2 月 25 日に公布され、運転実技教習修了証、技能講習修了証等における、旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）の併記に係る規定については、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。また、改正省令の趣旨については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」（令和 3 年 2 月 25 日付け基発 0225 第 1 号）により示されたところである。ついては、貴局の労働局長が登録する登録教習機関に対し、別紙により周知を行われたい。

番 号
令和 3 年 月 日

登録教習機関の長 あて

〇〇労働局
労働基準部長

技能講習修了証等における旧姓等の併記について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 40 号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。）に基づく様式が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から、運転実技教習修了証（様式第 16 号）及び技能講習修了証（様式第 17 号）（以下「修了証」という。）の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）を併記できることとなります。また、それに伴い、受講申込書（様式第 15 号）及び修了証書替等申請書（様式第 18 号）（以下「申請書等」という。）にも、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄が新設されます。

改正省令による改正後の修了証の発行等にあたっては、下記のことにご留意いただき、適切な教習及び技能講習の実施をお願いいたします。

記

1 旧姓等の確認の方法について

運転実技教習又は技能講習の受講の申込者等から、申請書等により旧姓等の併記の希望があった場合には、次の方法により確認できるものに限り、修了証の氏名欄に併記すること。

ア 旧姓を使用した氏名の場合

戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書により確認すること。

イ 通称の場合

住民票又はそれに類する証明書により確認すること。

2 業務規程変更届出書について

改正省令を受け業務規程の変更が必要な場合には、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第23条第3項に基づき、業務規程変更届出書を所轄都道府県労働局長に提出する必要があること。